

# くらしの法律救急箱



## 第33回 再婚に関するギモン

再婚すると、連れ子とも親子になるのでしょうか。

A1

再婚する女性や男性に、前の配偶者との間の子（いわゆる連れ子）がいる場合、再婚したとしても、再婚相手と連れ子との間に法的な親子関係は当然には成立せず、再婚相手と連れ子とが養子縁組をすることによって、初めて法的な親子関係が成立します。

再婚相手と連れ子とが法的な親子になると、親子として互いに扶養する義務や、相続権が発生します。再婚によって必ず養子縁組をしなければならないわけではないため、子どもの意思も尊重しながら、夫婦となる2人でよく話し合いをして決定することになるでしょう。

連れ子と養子縁組をする方法は？

A2

未成年者と養子縁組をする場合、原則として裁判所の許可が必要ですが、妻又は夫の連れ子を養子にする場合には裁判所の許可は不要であり、養子縁組届を役所に提出することにより成立します。

なお、養子が15歳未満のときは、その法定代理人で

ある実父又は実母が、子に変わって養子縁組の承諾をすることができません。逆に養子が15歳以上であれば、養子が自ら養子縁組を成立させたいという意思をもって初めて養子縁組を成立させることができます。

Q3

再婚により養子縁組をすると、子どもと実父又は実母との親子関係は消滅するのですか。

A3

養子縁組には「普通養子縁組」と「特別養子縁組」の2種類があり、特別養子縁組は、実父母による監護養育が著しく困難であったり不適當であるなどの特別の事情があり、子の利益のため特に必要があるときに認められるもので、子の年齢も原則として6歳未満に限られ、特別養子縁組が成立すると実父母との関係は終了してしまいます。

これに対して、普通養子縁組では、実の父又は母との親子関係は終了せず、実の父又は母の相続権も扶養義務も存続します。つまり、相続に関していえば、養子は、実親と養親、両方の相続人という身分を持つこととなります。

Q4

離婚後、元夫から養育費の支払を受けていました。再婚相手と子どもが養子縁組をすると養育費はもらえ



弁護士 **小島幸保** (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。  
2006年、小島法律事務所開設。

なくなるのでしょうか。

**A 4**

養子縁組がなされている場合は、再婚相手が第一次的に子を扶養する義務を負うことになります。したがって、子の実父である元夫から養育費の減額請求があれば、ゼロになることも含め、減額が認められる可能性は高いでしょう。

**Q 5**

再婚相手である夫が前妻との間の子どもに対して養育費を支払っています。夫との間に新しく子どもが生まれた場合も、前妻に対して支払う養育費には影響しないのでしょうか。

**A 5**

再婚相手である夫は、再婚により妻や新しく生まれた子に対する扶養義務を負うこととなります。このように扶養義務の対象が増えた場合には、一人当たりの扶養料に影響し、夫の収入に大きな変化がないのであれば、前妻に対して支払う養育費の減額を申し入れることはできるでしょう。

**Q 6**

養子縁組をしない場合、連れ子の氏はどうなるのでしょうか？

**A 6**

母が婚姻をして夫の氏を名乗ることとした場合、母の連れ子は、母を戸籍の筆頭者とする戸籍に一人残ります。つまり、子の氏は変わりません。この場合、婚姻後の母の氏に変えるためには、家庭裁判所に「子の氏の変更許可の申立て」を行い、裁判所から子の氏の変更許可をもらって、その審判書謄本を添えて、子を母の新戸籍（再婚後の戸籍）に入籍させる届出を行います。

**Q 7**

再婚相手と離婚することになりましたが、再婚相手と子どもとの間の養子縁組も同時に解消されるのでしょうか。

**A 7**

子の養子縁組後、離婚することになっても、離婚届を出すだけでは、養子縁組は解消されません。再婚と養子縁組は別々の手続だからです。もちろん、養子と養親がいずれも離婚の意思を持つ場合は離婚の届出をすることで養子縁組を解消することができます。いずれかが離婚を拒む場合は、離婚の調停や訴訟の手続を取らざるを得ないこととなります。

なお、離婚が行われないと、離婚後も、親子関係はそのまま継続し、養子は養親の相続人となります。